

青森県報

第千九十五号

令和八年
七月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

○令和八年度受動喫煙防止対策実施状況調査の実施……………	がらん生活習慣病対策課……………	一
○クリーニング師試験の施行……………	(保健衛生課……………	二
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障がい福祉課……………	二
○道路の区域の変更……………	(道路課……………	二
○道路の供用の開始……………	(同……………	三
○液化石油ガス販売事業者の認定……………	(消防保安課……………	三
○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………	(構造政策課……………	三
公安委員会		
○青森県警察県内WAN通信機器等賃貸借契約に係る一般競争入札……………	(会計課……………	四

告 示

青森県告示第四百十号

令和八年度受動喫煙防止対策実施状況調査を次のとおり実施するので、青森県統計

調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和八年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

令和二年四月に全面施行された改正健康増進法の周知状況を把握するため、公共の場及び職場の受動喫煙防止対策実施状況調査を実施し、今後の受動喫煙対策の推進に必要な基礎資料を得るものである。

二 調査対象の範囲

県内の市町村、学校、保育施設、医療機関及び民間の事業所とする。

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 事業所等の種類
- (二) 事業所等の従業員数
- (三) 特定屋外喫煙場所の設置状況
- (四) 改正健康増進法の認識
- (五) 職場における喫煙スペースの状況
- (六) 現在の受動喫煙防止対策の実施状況
- (七) 今後の受動喫煙防止対策
- (八) 青森県受動喫煙防止条例の認知度
- (九) 青森県受動喫煙防止条例の理解度

2 報告を求める基準となる期日は、令和八年四月一日とする。

四 報告を求める者

県内の市町村、私立中学校、私立高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、看護師養成学校及び病院は悉皆で行い、保育所、幼稚園、認定こども園、診療所及び民間の事業所は無作為抽出したものについて行う。

五 報告を求めるために用いる方法

インターネットを利用し、専用サイトからのウェブ回答とする。

六 報告を求める期間

令和八年七月二十七日から同年八月二十六日までとする。

青森県告示第四百十一号

令和八年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第四条第一項の規定により告示する。

令和八年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和八年十一月一日（日）

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の二
青森県立青森第二高等養護学校

二 受験願書受付期間

令和八年八月三十一日（月）から九月十一日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内保健所（中核市が設置するものを含む。）及び青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。青森県庁ホームページからダウンロードしたものを使用しても差し支えない。

青森県告示第四百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス事業の種類		障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	短期入所	共同生活援助	名称	所在地	
株式会社かがやき	東京都日野市南平四丁目四三の七	グループホームかがやき南部町	グループホームかがやき南部町	三戸郡南部町大字小向字小田沢六の一	令和八・七・三	
株式会社かがやき	東京都日野市南平四丁目四三の七	グループホームかがやき南部町	グループホームかがやき南部町	三戸郡南部町大字小向字小田沢六の一	令和八・七・三	

青森県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年八月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の延長	備考
			前	後	敷地の幅員	敷地の延長		
1	県道	島守八戸線	八戸市大字是川字六羅窪一一の一から八戸市大字是川字六羅窪一一の一まで	一〇・九一メートルから一一・〇四メートルまで	一四・九八メートルから一五・一四メートルまで	一一一・〇五メートル		

2		3	
県道		県道	
南部田子線		石無坂鹿田線	
三戸郡三戸町大字袴田字下モ平六八の二から 三戸郡三戸町大字袴田字下モ平六八の二まで		三戸郡新郷村大字戸来字人形森一四の三から 三戸郡新郷村大字戸来字人形森一四の三まで	
前	後	前	後
五・五〇メートルから 六・一七メートルまで	六・一七メートルから 八・八四メートルまで	七・一一メートルから 八・三七メートルまで	七・一一メートルから 一二・六七メートルまで
四五・二五メートル	四五・二五メートル	一八・二二メートル	一八・二二メートル

青森県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年八月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道島守八戸線	八戸市大字是川字六羅窪一一の一から 八戸市大字是川字六羅窪一一の一まで	令和八・七・二四
県道石無坂鹿田線	三戸郡新郷村大字戸来字人形森一四の三から 三戸郡新郷村大字戸来字人形森一四の三まで	〃

青森県告示第四百十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和八年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 年月日
株式会社エコー	中野渡 和隆	十和田市東一番町六の五一	令和八・七・二四

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）
一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積		

南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻二一八	田	二、二七八
---------------------	---	-------

二 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
令和九年四月一日	一年	二六、八〇〇

五 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限
令和八年八月七日

2 提出先
青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
(五) 意見の趣旨及びその理由
(六) その他参考となるべき事項

公 安 委 員 会

青森県警察県内WAN通信機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年七月二十四日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県警察県内WAN通信機器等 一式
二 賃貸借期間

令和九年三月一日から令和十四年二月二十九日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等
入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領(平成十一年六月三十日施行)第五で規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に通信機器の賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日施行。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出の期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

5 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われた者を除く。）がない者であること。

6 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和八年八月五日午後五時までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部一階会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

六 入札書の提出場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部一階会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

2 入開札の日時及び場所

(一) 日時

令和八年九月四日 午前十時

(二) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階会議室C

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和八年度の契約金額とする。ただし、令和九年度から令和十二年度の各年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、令和十三年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じた額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Electronic Computer hardware and software
(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:00 A.M. September 4, 2026

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭